平成２１年（フ）第３０６号
釧路市緑ケ岡５丁目21番23号
債務者　石岡　香織（旧姓滝下）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３１６号
釧路市愛国東３丁目６番９号
債務者　水上　広志
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３１９号
釧路市芦野１丁目19番４号
債務者　小田　和輝
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３２０号
北海道厚岸郡浜中町丸山散布１丁目92番地
債務者　関　　強志
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第６９１号
愛知県安城市小川町志茂19番地１　グローリアス安城小川町304
債務者　馬木　優子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９２号
愛知県豊田市四郷町下古屋53番地５
債務者　金崎　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９３号
愛知県豊田市寿町４丁目55番地　グリーンハイムＡ―101号
債務者　有村　祐子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
愛知県豊橋市馬見塚町30番地
債務者　北河　昌明
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２８２号
愛知県豊橋市高師町字北新切255番地の３
債務者　岡田　好史
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３６９号
岡山県加賀郡吉備中央町西906番地３
債務者　森元　文子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０１号
岡山市中区今在家259番地１　サニーハイツ103
債務者　佐伯　宗治
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２８号
岡山市東区東平島1628番地３
債務者　藤森　　朗
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８１号
岡山市北区吉宗217番地
債務者　岩﨑美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３号
秋田県大仙市北長野字茶畑103番地３
債務者　荒川テイ子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１１４号
秋田県大仙市豊川字谷地乙森114番地５
債務者　佐藤　義展
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１８６７９号
東京都武蔵野市吉祥寺本町３丁目22―11
債務者　眞田　理史
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部